

健増第1039号  
高生第307号  
建第10-273号  
令和2年12月11日

各関係施設等の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部  
健康増進課長  
高齢者生き生き推進課長  
介護保険室長  
鹿児島県土木部  
建築課住宅政策室長

### 新型コロナウイルス感染防止対策等の再徹底について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

各施設等におかれましては、新型コロナウイルス感染防止対策について、国や県の各種通知等に基づき適切な対応をいただいております。重ねて感謝申し上げます。

さて、12月に入ってから、徳之島、出水市、鹿児島市においてクラスター発生が確認され、一日の県内での最多感染者数を更新するなど、県内でも感染が拡大している状況にあります。加えて、インフルエンザの感染の時期を迎えつつある中で、より慎重な感染防止対策が必要となります。

このような中、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、警戒基準によるステージについては引き続きステージⅡの段階にあるとされましたが、今後の状況変化によっては、ステージを引き上げることもあり得るとされたところです。

特に、高齢者施設等での集団感染の発生は、感染者の重症化という重大な結果をもたらすだけでなく、医療病床の逼迫につながりかねないことから、危機感を持って対応する必要があります。皆様におかれましては、これまでの通知を再確認していただき、改めて貴施設等における感染防止対策を徹底するようお願いいたします。

また、発熱等の症状を呈している方々に対する検査・対応等については下記のとおりですので、改めて周知します。

なお、通所介護、老人短期入所事業所等を併設されている施設等におかれましては、各事業所への周知についても併せてお願いいたします。

### 記

#### 1 高齢者施設等での検査の徹底について

- (1) 高齢者施設等で感染が発生した場合は、これまでも当該施設等の職員・利用者等全員に対してPCR検査（行政検査）を実施している。
- (2) 「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について」（令和2年11月19日付け厚生労働省事務連絡）の別紙1（1）①において、高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱

等の症状を呈する者については必ず検査を実施することとなっている。また、当該検査の結果、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して原則として検査を実施することとなっている。

(3) 高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合には、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助の対象となる。

## 2 発熱等の症状を呈する方への対応について

(1) 発熱などの症状があるにもかかわらず、出勤してクラスターの発生につながった事例があったとの報告もあることから、職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合は出勤を行わないことを徹底すること。また、施設の管理者等においては、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。

(2) 入居者や職員で発熱等の症状を呈している方については、まずは身近な医療機関・協力医療機関、受診・相談センターに電話で相談すること。

### [参考] 新型コロナウイルスに関する検査の種別について

**行政検査**：医療機関又は保健所が必要と判断した場合に、検査料の自己負担なしで実施（※受診料については自己負担が生じる場合あり。）

**保険診療による検査**：医師が必要と判断した場合に、検査料の自己負担なしで実施。（※受診料については自己負担あり。）

**自費検査**：上記の対象外の方について、全額自己負担により実施（ただし、施設等が必要と判断して実施した場合には、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による費用補助（原則として全額）の対象となる。）

#### （問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部

健康増進課感染症保健係（担当 鶴園）※検査に関すること

電話：099-286-2724

高齢者生き生き推進課施設整備係（担当 池田）

電話：099-286-2703

介護保険室事業者指導係（担当 中間）

電話：099-286-2687

鹿児島県土木部建築課住宅政策室

住宅企画係（担当 上之園）

電話：099-286-3740